

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 1

・競争入札（公共工事）

公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 （総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
110号館 シャッター補修工事	齋藤浩司 システム通信・サイバー学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和8年5月28日	金剛産業株式会社	9010001073036	一般競争入札	7,499,401	7,499,401	100.0%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 2

・随意契約（公共工事）

公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 3

・競争入札（物品・役務等）

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 （総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
受講料（IPA 中核人材育成プログラム）	齋藤浩司 システム通信・サイバー学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和8年5月12日	独立行政法人情報 処理推進機構	5010005007126	一般競争入札	5,000,000	5,000,000	100.0%				
50ラバプレート（2枚組）ほか11件	齋藤浩司 システム通信・サイバー学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和8年5月29日	株式会社三雅	4021001043552	一般競争入札	3,621,922	3,422,510	94.5%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 4

・随意契約（物品・役務等）

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。